施設基準届出事項

入院基本料に関する事項

当院では、一般病棟入院基本料（急性期一般入院料6）を届け出ており、当病棟では1日に6人以上の看護職員（看護師）が勤務しています。時間帯ごとの配置数は下記のとおりです。

時間帯	看護師１人あたりの受け持ち患者数
朝 8 時 30 分 ～ 夕方 17 時 00 分まで	**5** 人以内
夕方 16 時 30 分 ～ 朝 9 時 00 分まで	**10** 人以内

地方厚生局長への届出に関する事項

当院は、下記の施設基準に適合している旨を、近畿厚生局長に届出しています。

基本診療料	一般病棟入院基本料（10 対 1）急性期一般入院料６
	診療録管理体制加算３
	データ提出加算１　ロ
	医療安全対策加算２
	患者サポート体制充実加算
	後発医薬品使用体制加算１
	短期滞在手術等基本料１
	療養環境加算
	医療 DX 推進体制整備加算
	医療情報取得加算
特掲診療料	コンタクトレンズ検査料１
	緑内障手術（濾過胞再建術（needle 法）
	緑内障手術（流出路再建術（眼内法）及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）
	緑内障手術（緑内障治療用インプラント挿入術（プレートのあるもの）
	ロービジョン検査判断料
	羊膜移植術
	外来・在宅ベースアップ評価料（1）
	入院ベースアップ評価料（67）

医療 DX 推進体制加算

当院では質の高い医療を実施するため、以下のとおり医療DX推進の体制をとっております。

- ➢ オンライン資格確認システムを活用し、薬剤情報や特定健診情報等を診察室等で医師が閲覧・活用できる体制を整備しています。
- ➢ マイナ保険証利用を促進するなど、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでいます。
- ➢ 電子処方箋の発行などの医療DXにかかる取り組みを実施しています。

後発医薬品使用体制加算

当院は入院および外来において後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。

医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制をとっています。

医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があること、及び変更する場合には患者さんに十分に説明を行います。ご不明な点がございましたら、主治医または薬剤師にお尋ねください。

医科点数表第２章第 10 部手術通則第５号及び第６号に掲げる手術の施設基準に基づく区分別実施件数

算出期間：2024 年1 月1 日～2024 年12 月31 日

区分1－イ	黄斑下手術等	89 件
区分2－オ	角膜移植術	0 件

区分１－イ　黄斑下手術等〔黄斑下手術,硝子体茎顕微鏡下離断術,増殖性硝子体網膜症手術,眼窩内腫瘍摘出術（表在性,深在性）,眼窩悪性腫瘍手術,眼窩内異物除去術（表在性,深在性）,眼筋移動術,毛様体腫瘍切除術及び脈絡膜腫瘍除術をいう〕

区分２－オ　角膜移植術

コンタクトレンズ検査料の費用について

当院で初めてコンタクトレンズに関する診察を受けられた場合は①を、2回目以降は②を算定します。

① 初診料（291点）+コンタクトレンズ検査料1（200点）
② 再診料（075点）+コンタクトレンズ検査料1（200点）

コンタクトレンズ装用のために受診された方でも、厚労省が定める疾患がある場合は通常の保険点数になります。（例：遠視、弱視、不同視、円錐角膜、緑内障、高眼圧症、網膜硝子体疾患、術前術後、度数のない治療用コンタクトやカラーコンタクト、コンタクトレンズの装用を中断する必要のある場合　等）

なお、治療を要する場合は別途費用がかかります。

これらについてご不明な点がありましたら１階受付にてご質問ください。

コンタクトレンズ外来担当医／眼科診療経験

椋野洋和医師（眼科専門医）	平成11年より
廣瀬美樹医師（眼科専門医）	平成24年より
松野裕樹医師（眼科専門医）	平成26年より
荒井実奈医師（眼科専門医）	平成31年より
吉田友佳子医師（眼科専門医）	令和 2年より

令和７年７月１日　医療法人社団　新長田眼科病院